

建設アスベスト給付金のお知らせ

社会保険労務士法人 小柳事務所

小柳社会保険労務士事務所

アスベスト被害者の方やそのご遺族に建設ア
ベスト給付金支給が、令和4年1月19日から
開始されます。
給付対象者、支給額、手続きについて概要をお
知らせします。



1. 給付対象者は次の要件全てに該当する方及びそのご遺族です。

- (1) 石綿にさらされる建設業務に従事していたこと
- (2) 石綿を吸入することにより、次の病気にかかったこと
 - ① 中皮腫
 - ② 肺がん
 - ③ びまん性胸膜肥厚
 - ④ 石綿肺
 - ⑤ 良性石綿胸水
- (3) 労働者、中小企業主、一人親方、中小企業や一人親方の家族従事者
- (4) ご遺族は配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹（優先順）



2. 給付金は「じん肺管理区分」に応じ550万円～1300万円です。 (7段階)

(1) 給付金が減額されるケース

- ・ 従事期間10年未満の場合
- ・ 喫煙の習慣があった場合
- ・ 国から賠償金が支払われている場合
- ・ メーカー等から賠償金が支払われている場合

- (2) 「じん肺管理区分」とは、じん肺健康診断を受けて、都道府県労働局長が決定する区分です。
じん肺健康診断はいつでも受けることができます。



3. 手続き

厚生労働省建設アスベスト給付金担当あてに申請を郵送にて請求を行います。
必要書類はケースに応じて6～7種類の書類が必要ですが「労災支給決定サービス等情報提供サービス」の通知書があれば、添付書類は軽減されます。

※ 概要のお知らせですのでご不明な点につきましてはお問合せ下さい。

